

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年6月22日(月)

開会 13時30分

閉会 15時15分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 花岡みどり

学校教育分野

高校教育室長 土肥稔治 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 脇谷明美

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室副室長 東直也

特別支援教育室指導主事 平松有吾

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 岩出卓

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第19号 専決処分の承認について(補正予算7号関係)について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成22年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について

報告2 平成22年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

報告3 日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会の設立について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成21年6月3日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保健一委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議題及び報告題について、すべて公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、議案第 19 号を審議し、報告 1、報告 2、報告 3 を報告することを確認する。

・審議内容

議案第 19 号 専決処分の承認について（補正予算 7 号関係）（公開）

（予算経理室長説明）

平成 21 年 6 月 18 日急施を要したため、別紙のとおり平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成 21 年 6 月 22 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由。平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規程第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求める。これが、この議案を提出する理由である。急施を要したためということですが、第 4 次緊急雇用経済対策といたしまして、去る 19 日に県全体の補正予算の一部として公表する必要があったためでございます。

次ページですが、これが教育委員会委員長から三重県知事に対して原案に同意するという文書でございます。また、その次のページが、知事から教育委員会委員長に対して意見を伺いますという照会文書になります。

1 ページをご覧ください。平成 21 年度 6 月補正予算（6 月 26 日 上程 教育委員会関係）についてとありますが、これが今回の補正予算第 7 号の教育委員会関係の中身でございます。歳出補正予算でございますが、今回は、款、教育費、項、教育総務費、こちらで補正予算が出ております。教育総務費の既決予算 219 億 7,610 万 8,000 円。これに、今回の補正額となる 1,632 万 5,000 円を加えまして、トータル 219 億 9,243 万 3,000 円となります。合計は一番下の欄にありますとおり、今回の 1,632 万 5,000 円を加えまして、最終的教育費が 1,742 万 5,732 万 5,000 円となっております。この 1,632 万 5,000 円の中身が下の段でございます。教育総務費の中の一般人事管理費とありますが、既決予算 3,374 万 9,000 円に対しまして、補正予算 1,381 万円とあり、合わせて 4,755 万 9,000 円でございます。中身につきましては、県立学校におきまして、校内の草刈、庭木剪定、塗装作業など校舎内外の環境整備に従事するため、臨時労務員を緊急に雇用するための増額でございます。人数と雇用期間につきましては、県立高校 10 校に各 2 名、3 ヶ月間の雇用でございます。2 つ目の広報研究事業費ですが、既決予算 173 万 5,000 円に対しまして補正予算額 251 万 5,000 円とあり、合わせて 425 万円となっております。内容といたしましては、人権教育にかかる調査研究資料の整備や電子データ化などの事務に従事する業務補助員を緊急に雇用するための増額でございます。6 ヶ月間で 2 名の雇用を予定しております。今回の 2 事業でございますが、いわゆるつなぎ雇用といいますが、短期雇用、緊急雇用につながるものでございまして、2 事業を合わせまして 22 人の雇用創出となります。

以上でございます。

【質疑】

委員長

これは緊急雇用対策のほうですよね。緊急経済対策のほうの審議は、もう既に終わっていませんか。この常任委員会での審議は、この雇用対策と緊急経済対策を一緒にして審議するのですか。

予算経理室長

先ほど第 4 次緊急雇用経済対策と申しました。第 1 次から順次経済対策と緊急雇用を行ってまいりましたが、今回の場合は緊急雇用に特化しています。また、前回にご審議いただきました第 5 号補正、これについては経済対策が主でございました。

委員長

今、県全体で数百億円の補正予算が議会で審議されていますよね。教育委員会の分も 10 億円超あると思いますが、その審議は前回終わっていませんか。

予算経理室長

補正予算については、4 号、5 号、6 号、そして、26 日に 7 号と、4 本が審議されることになっており

ますが、今回の7号補正につきましては、一般会計が県庁全体で214億円ほどあり、その中で多くの部分は国の交付金を受けるために膨らんでいます。純粋に経済対策として出されておりますのは38億3,600万円となっており、大半が緊急雇用ということでございます。

委員長

現在、議会で問題になっている補正予算の内容を我々にも説明してもらえればありがたいのですが。

副教育長

「議会における答弁の状況」の後ろから3枚目を見ていただきますと、稲垣昭義議員の6月15日の質問要旨があります。産業教育基盤整備事業予算についてということで、(1)ですが、「産業教育にかかる設備備品の整備予算は、この際とはかりに計上しているように思われる。その必要性や内容、額について、十分な検討がなされていないのではないか」とあります。これは工業高校を中心に、旋盤とかフライス板とかそういうものを更新するわけですが、それ以外に、新時代への対応ということで、いわゆる情報機器関連の予算がたくさん出ていたということに対する質問でございます。教育長の答弁ですが、「CADの実習装置なり、マルチメディア関係の実習装置といった情報関係の教育機器につきましては、特に工業高校関係において待ちに待ったものであります。情報産業関係につきましても、この時代にあった電子商取引実習を商業高校で行っておりますが、今回は各学校間を既存のシステムを使いまして、それぞれの学校で、それぞれの企業なり金融機関なりを想定しながら行っていく実習を想定して、ぜひ導入したいという現場からの要望があって採用したものです。また、CADのシステムにつきましても、建築関係で求められております。今まではそういう要望がございまして、中々対応できなかったことにつきまして、その意味では「この際」と言われるかも分かりませんが、せつかく整備できる資金がございましたので、予算要求をし、整備していくことになりました。整備に係る予算の内容につきましては、各学校の計画を精査してございます。さらに整備にあたっては、学校の状況に応じて効果的に運用できるように、適正に執行してまいりたいと考えております」とあります。

また次のページを見ていただきますと、(2)ですが、「理科離れ対策として全県立高校へ標本等理科実験観察用備品の整備があるが、一律に対応すべきものではないのではないのか。また、これらの標本を各学校に配ることが理科離れ対策になると考えるのか」との質問があります。この質問に対する教育長の答弁ですが、「ずいぶん古くなっているものもございまして、対応させていただくということでございます。全体としての理科離れへの対応につきましては、もちろんこういった事柄だけでなく、現場で地道に対応していく、また、教員等の資質向上も当然ながらやっていかなければならないと思っております。そういった中で、こういった標本等につきましては、今回の経済対策を活用させていただきたいということでございます」とあります。

その次のページの、(3)ですが、「体育設備・備品や校舎そのものの老朽化にはどのように対応するのか」との質問を受け、これについては、計画的に整備していきますと答弁しました。

もう一枚めくっていただきますと、水谷正美議員の質問で、高等学校等進学支援事業費についての質問があります。これはどちらかというと、生活対策のほうに入るものでございますが、これについても奨学金の予算を膨らますことについての積算根拠はどうなっているのかというところで質問が出ているところでございます。

緊急雇用・経済対策については、1枚ものの資料で、一連の流れを説明させていただきます。1番上にタイトルがありまして、その下にスケジュールが書いてあります。一番左側から21年2月、4月、5月、6月4日提出、6月26日追加提出、そして、第5次となっております。今、県議会にかけられておりますのは、6月4日提出の部分であり、先ほど私が読ませていただいたところが、その中の経済対策の部分でございます。縦に見ますと、「平成21年度予算の着実な実行」という言葉が4月のところにありますが、その横に、雇用対策、経済対策、生活対策と3つあります。6月4日提出の部分で読ませていただいたのは、この生活対策のところでございます。一番下の枠組みの中の下から3つ、「高等学校等修学奨学金の新規貸付枠の拡大」「高等学校における産業教育設備の充実」「特別支援学校スクールバスの整備」、これが、第3次緊急雇用・経済対策のうち、教育委員会が現在要求しているものでございます。その上の経済対策で、ダイヤマークの下から2つ目に、県立学校、県施設における地デジ対応とありますが、これも要求しているところでございます。そして、今回、専決処分をさせていただいたのは、6月26日追加提出の第4次緊急雇用経済対策で、先ほど説明がありました教育総務費のうちの県立学校における校内の環境整備、そして、人権教育に関する調査研究資料のための業務補助職員を雇うということで、教育委員会から要求している関係でございます。この6月議会において、6月4日提出の第3次緊急雇用・経済対策と6月26日提出の第4次緊急雇用・経済対策が一括して審議されており、教育委員会は議決へ向けて議会にお願いしているところでございます。以上でございます。

委員長

この財源は、国からくるのですか。

予算経理室長

地域活性化のための臨時交付金については、経済危機対策臨時交付金と公共投資臨時交付金の2つございます。経済危機対策臨時交付金のほうは、全国で1兆円ほどの措置をされたと思うのですが、それが三重県にも配分されます。それを財源にこのような経済対策を行います。ただ、緊急雇用のほうは既に基金が設けられておりまして、緊急雇用のための臨時交付金の積立金をもって対応することになっております。

委員長

三重県の負担金はないのですか。

予算経理室長

はい。

委員長

全額、国からくるわけですか。

他のものが減らされるということもないのですか。

予算経理室長

ありません。ただ、時期的に間に合わない部分は、既存の基金でとりあえず対応するというような措置をとっていますが、基本的にこの経済対策、緊急雇用につきましては、国の臨時交付金を財源として対処するものでございます。

委員長

国はどこから工面するのでしょうか。

予算経理室長

あまり詳しいことはわかりません。

委員長

先ほど議会での議論ということで説明があった中で、標本等理科実験観察用備品の整備についての部分ですが、これは担当教員がいなくて何も活用できないのではないかという趣旨の質問でしたよね。これは、実際にはどうなのですか。こういう標本があれば子どもたちに教えることができるのですか。それとも、教えることができる先生がいなくて標本というのは単なる飾り物になってしまうのですか。

副教育長

理科実験の器具は、顕微鏡など色々あります。標本等もそうですが、薬品庫も当然理科設備として買えます。一律に標本というのではなく、理科にも生物、物理、化学がありますので、それぞれ学校が求めるものをと考えています。例えば、地学はほとんどの学校で開講されていませんので、当然、岩石の標本なんていうものは、どこからも上がってこないだろうと思います。学校の実態にあわせて考えたいと思います。

委員長

一律に配分するのではなくて、求めに応じて配分するわけですね。

副教育長

短時間で学校に照会をかけましたので、つかみのような感じになってしまいましたが、無駄なものはありません。

委員長

よろしいでしょうか。はい、それでは承認いたします。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告 1 平成 22 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について（公開）

（人材政策室長説明）

平成 22 年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について、別紙のとおり報告する。平成 21 年 6 月 22 日提出。三重県教育委員会事務局人材政策室長。

次のページをご覧ください。採用試験の募集要項ですが、募集については、6 月 5 日で締切りました。インターネットでの申込み、紙での申込み等、様々な形での申込みがありましたが、現時点での集計数でございます。小学校では、本年度の申込者は 833 人で、前年度より 36 人増、率にして 4.5%の増となっております。採用見込数は 170 人を予定しております。したがって、倍率としては 4.9 倍となり、昨年度に比べますと少し倍率が上がりました。中学校は申込者が 916 人で、昨年度と比べ 2 名減です。採用見込は 100 人ということで、倍率は 9.2 倍となります。高等学校は申込者が 751 人で、昨年度から 115 人増という状況です。採用見込は 75 人で、倍率は 10.0 倍となっております。特別支援学校は申込者が 44 人ということで、昨

年度対比6人減でございました。採用見込数は15人ですので、倍率は2.9倍という状況です。養護教諭の申込者は217人で、昨年度から19人の増となります。倍率は非常に高くなっておりまして、14.5倍となっています。それから、栄養教諭の申込者が82人で、昨年度から24人の減となり、倍率としては8.2倍となっています。トータルとしては申込者が2,843人で、7.4倍という倍率を確保できました。下の段は選考の種別による整理でございます。一般選考は2,477人、障がい者特別選考に9人、スポーツ特別選考に14人、社会人特別選考に14人、講師等経験者特別選考には329人がそれぞれ申込みされたという状況でございます。

以上でございます。

【質疑】

丹保委員

小学校の場合は採用見込数が減ったこともあり、倍率が昨年からかなり増えていきますよね。むしろ倍率としては、これぐらいあったほうがいいのかと思うのですが、少しこの中で気になるのは特別支援学校です。倍率が2.9倍ですよね。ただ、中身を見ると、申込者が去年は50人で今年44人であり、この倍率は、採用見込数を多くしたからだと思うのですが、2.9倍というのは、非常に少ないので、そのあたりの事情を説明していただけますか。

人材政策室長

今年、特別支援学校の採用見込数を少し多くしました。これは特別支援学校全体の採用者の数を増やしたいということがあってのことですが、結局応募してきた人数があまり変わらなかったことから、倍率的にはこういう低い倍率になったということでございます。

ただ、この特別支援学校については、小学部、中高等部の国語、音楽、美術、保健体育の5種類の募集をしております。その中の中高等部の美術については、申込がゼロでございました。したがって、ここは本来的には採用を予定していたのですが、採用できないという状況になっております。その分については、中学校、あるいは高等学校の美術の合格者の中から一部をまわすという形になるかと考えております。以上のような状況です。

丹保委員

あまり倍率が低いと心配になるのは、教員の質の問題に非常に影響するということだと思います。そういうところが少し気になるので質問しました。

人材政策室長

他の教科においても受験者数があまりにも少ない場合には、予定数をきちんと採用できないという状況も出てくるかもしれません。

丹保委員

あまりに倍率が低い場合は、むしろ、そのほうがいいのかと思います。

もう一つ、今、講師を探すのが大変になっていきますよね。講師の数はやはり減っているわけですか。それとも、講師をやっている人たちの質的な問題なのですか。

人材政策室長

講師の数自体はやや増加傾向でございます。

丹保委員

増加傾向ですか。

人材政策室長

学校全体の定数というか、教員の必要数がこれから先減っていくという見通しがあります。したがって、ある程度講師を任用しておいて、それが今後、平成23、24年あたりからだんだん減っていくことを考えています。

丹保委員

それはいいと思います。平均化するということで、増えたら全部正規、減ったら全部正規とすると、非常に混乱が起こります。これまでの三重県のやり方ですが、ある程度講師でなだらかにしています。今もそういう傾向でなだらかな感じになっており、それは人事計画としては非常にいいと思います。ただ、今、私が申し上げているのは、講師を探しても中々いないという問題があるのではないかとということです。その辺が少し気になっています。講師の人はもう誰でもいいということになってくると、そういう人たちがトラブルを起こさないかと前から心配しています。その辺はいかがですか。

人材政策室長

ほとんどの講師は1年しか任用期間がなく、身分的には不安定でございます。本当に教員になりたいということで採用試験を受験する覚悟がある者しか残ってこないということになってきました。おっしゃるように、講師を探すのは、確かに大変な状況になっていきます。ただ、講師を採用する際には、県立の場合ですと、

私どもが面接を行い、きちんと人物確認をして対応しております。それから、小中学校の場合は、各市町教育委員会が面接を行い、場合によっては、地域担当も面接を行います。しっかりと面接を行い採用しているということで人物は保証したいと思っております。

丹保委員

今、文科省等からは、少子化に向かっているので、教育学部等色々なところの人数を減らしてはどうかという話が聞こえてきます。三重県の場合は今の採用がまだ続きますよね。先生方の構成を見ますと、お辞めになる方がこれからもまだ大分います。そうすると、急に小中学校の教員養成課程の学生を減らした場合、講師が足りなくなります。今でも足りないわけですから。そうすると結局誰でもよくなるということになりかねない。そういうことを心配しています。つまり、将来的に教員の数が減るから、教員養成課程の学生を減らしましょうということになると、トラブルが起きることになりかねません。県によっては今でも採用数が少ないところがあるのですが、どこでも一緒にすると危ないなと思っています。三重県としても質のいい教員を確保するためにはどうしたらいいかという考え方を持たないといけないという気がします。場合によっては、教育学部なんかは、質のいい教員をつくってくれとお願いすることも考える必要があるのではないかと思います。

人材政策室長

いわゆる行政改革推進法というものが、正規教員の数を一定数抑えていかなければなりません。三重県の場合は、子どもたちが減ってくることによって、元々の教員数が減っていくということが非常に大きくありまして、それほど無理をしなくても達成できる状況ではありません。

ただ、その計画もあり、今、少しずつ講師が増えているという状況は確かにあります。その教員の資質向上については、我々も日ごろから本当に考えていかなければなりません。三重県では三重大学を中心に県内の大学と連携し、そのあたりは検討させていただきたいと思います。

丹保委員

地域の教育と一緒に考えていくうえで、遠慮なく色々なことを言ったほうがいいと思っています。大学側も、昔のように大学、大学という気持ちは持っていません。一緒に教員を育てていこうという考え方がありますので、ぜひ現場で起こっていることを、教育委員会で起こっていることを一緒に話し合っ、共に考えていくことです。そういう方向に向かえばいいと思いますので、また、色々とし恵を出し合っしていきたいと思っています。

清水委員

現場からは、本採用になってほしいという講師の方がいても、なかなか試験に合格しないという声も聞きます。また、県立高校の講師で担任を受け持つ方や、公文書等の処理までして多大な労力を費やしている方もみえると聞きます。特に、非常勤講師について、何かもう少し対応策を考えていただいてもいいのかなと思います。現場で働いている方の声反映されることを期待します。また、色々とし検討していただければと思います。

人材政策室長

講師等特別選考の範疇の中に、非常勤講師の経験をという話は、いくつかの市町教育委員会や県立学校からも聞きます。非常勤講師というのはその授業だけを担当するだけでございまして、授業についてはプロフェッショナルですが、その他の生徒指導などの校務についてはあまり関与されない方でございます。講師等特別選考の趣旨としては、広く学校教育全般に関わっていただいた経験をもとにして、教養試験に代えて人物証明にしているということがございます。そういう要望はよく聞くのですが、そこまで踏み込めないというのが今の状況でございます。

それから、学校において非常にすばらしい方が中々採用されないということですが、これも採用試験の合格発表をすると、色々な学校の校長先生から「どうして」という話が入ってきます。このことについては、試験の成績や面接できちん評価していますので、すばらしいという印象の方でも合格できないということがやはり出てきてしまうのかなと思います。ぜひそういう方には頑張っいただきたいとは思いますが。

委員長

平成 21 年度を見ると講師等経験者特別選考の倍率が 5.9 倍ですが、一般選考の 7 倍とそんなに変わらないですね。これは加算がしてあってもこんなものですか。大分加算するのですよね。

人材政策室長

講師等経験者特別選考につきまして、教養試験を校長からの人物評価に代えるという形で実施をしております。この倍率は最終結果でございまして、5.9 倍の合格率だったということです。確かに一般選考の 7.0 倍に対して 5.9 倍ですので、それほどアドバンテージがあるという数字には見えませんが、結果としてある程度は講師経験をしてみえる方の合格率は高くなっていると思います。

委員長

スポーツ特別選考を受験する方は、スポーツ選手として相当優れた方ですね。それなのに、平成 21 年

度の合格者は0人ですか。

人材政策室長

申込者は、オリンピック等の国際大会に日本代表として出場した方、あるいは、全日本の選手権大会等において3位以内に入るといった成績を残した方ですので、日本のトップクラスの方でございます。昨年度の合格者は0人ということですが、実技試験を行ったところ、他の一般選考の方とそれほど差がないという状況でございました。専門の種目はすばらしいのですが、実際には学校で様々な内容の指導を行ってまいりますので、そういう見方をすると、結果として合格された方はいなかったということでした。

委員長

実技というのは体育の実技ですか。

人材政策室長

体育の実技です。

委員長

そんなに差がなかったのですか。

人材政策室長

あまり差はありませんでした。試験のために一生懸命練習をして怪我をした方も中にはおみえでした。

丹保委員

平成21年度の講師等経験者特別選考の申込者数349人について、小中高で何名ずつなのかわかりますか。

また、それぞれの倍率も教えてください。今、分からなければ、後でも結構ですが。

人材政策室主幹

申し訳ありません。今は校種別のデータがございません。

丹保委員

講師以外の方と、講師の方の倍率を比較する場合に、校種別のデータがあるともっとはつきり分かりますよね。これだと漠然としか分かりません。それから、小学校のほうが数が多いのですが、これだと割合が分かりません。後で教えてもらえますか。

委員長

平成22年度の特別支援学校の採用見込数が15人ですよ。前年度対比が15人増となっていることから、前年度はゼロだったということですか。

人材政策室長

実は昨年度からこの特別支援学校の教員の採用を始めまして、昨年度は採用枠を明示していませんでした。したがって、昨年度は採用予定数ゼロということになっています。小学校、中学校、高等学校の教諭の他に特別支援学校にも5人の合格者がいるのですが、昨年度は、この5人という数字を小中高等学校の教諭の募集の数に含めて発表しておりました。今年は採用予定数を15人としており、ボリュームが大きくなったので、外に出して採用枠を明示しています。少し昨年と書き方が変わっています。

委員長

今年度の前年度対比増減を10人とできないのですか。

人材政策室長

分かりにくくて申し訳ありません。この資料は、昨年度の募集要項との比較という形で作成しています。昨年度は、特別支援学校の募集について小中高等学校に含むという形をとっており、公表している形で書かせてもらいました。

委員長

養護教諭についても、平成21年度の合格者が17人となっており、今年度の採用見込者数が15人、前年度対比増減がゼロになっています。これはマイナスになるはずですよ。

人材政策室長

養護教諭の場合は、昨年度、募集要項の段階では15人の募集となっていました。最終合格者は17人であり、2人余分に採用したということになります。

委員長

採用見込数だけの表示のほうがいいですね。それから、小中学校の採用見込数が減っているのは、辞める人が少ないということですか。団塊の世代はいなくなったのですか。

人材政策室長

小中学校につきましては、来年、教員定数が100人ほど減るという見込みがございます。退職者数は、ほとんど去年と一緒で微減となります。採用見込数は昨年度並みでございます。ややこしいのですが、小中学校の採用見込数は、特別支援学校の分も一部入ったうえでの数になっています。

委員長

申込数について、三重県は多いほうなのですか。

人材政策室長

今、全国状況はわかりません。

委員長

大都市であればあるほど申込者が大変少なく、先生のレベルが落ちているというようなことを聞きますが、三重県はそんなことはないですか。

人材政策室長

これくらいあれば、十分に必要数は足りていると思っています。

委員長

大体何倍くらいまであれば維持できるのですか。

人材政策室長

小学校は多少倍率が低くても、いたしかたないところがあると思います。最終的に4倍くらいあればと思います。他は教科で分かりますので、あまり低い倍率だと非常にまずいと思います。やはり小学校以外は5倍以上欲しいと思います。

委員長

スポーツ特別選考についてですが、スポーツ選手で全国でもトップレベルという方であれば、おそらく人格的に非常に優れた方だろうと思いますので、合格者がゼロというのは、むしろ採用基準がおかしいのではないかなという気もします。その辺も再検討というか見直しがいるのではないですか。ゼロというのは数字的にはおかしいですね。

教育支援分野総括室長

ゼロというのは昨年が初めてのことで、それまではある程度コンスタントに採用していました。平成16年から合計30人を採用しています。

牛場委員

今後10年くらいの間で少子化により合併する学校は多いのですか。

人材政策室長

小中学校の関係では、市町村合併が一段落して、今は学校の統廃合に順次取り組んでいるところです。それが、平成23、24年ぐらいで一段落すると思っています。

それから、県立学校の関係では、伊賀の3校を統合し、伊賀白鳳高校が新設されました。今後は相可高校と宮川高校の統合が予定されています。これが具体的なところです。

委員長

他によろしいですか。それでは了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 平成22年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について（公開）

（高校教育室長説明）

平成22年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。平成21年6月22日提出。三重県教育委員会事務局高校教育室長、特別支援教育室長。

まず、入試日程の説明の前に、県立の高等学校がどういう入試を行っているか説明させていただきます。水色のパンフレットをご覧ください。開いていただきますと、左側には県立高校とはどういうところかということで、学校の概要が書いてあります。平成22年度の入学者選抜日程は予定を示してあります。このパンフレットにつきましては、今春、中学校3年生になるすべての生徒に渡していますので、平成22年度入学者選抜を受ける生徒には、これで入試の概要を見ていただきたいと思います。

右側ですが、前期選抜と後期選抜と書いてあります。三重県立の高等学校では、今、前期選抜と後期選抜の2回の選抜を行っています。2月上旬に前期選抜、3月中旬に後期選抜を行います。前期選抜につきましては、実施する高等学校がその学校の特色や選抜する要件を明示し、生徒は試験の内容として、面接又は自己表現、作文、小論文等、学校の特色を見ながら、自分の特色と合わせて入試を受けるという制度でございいます。一部学力検査を行っているところもございいます。原則として普通科では募集定員の約30%以内を、専門学科、総合学科では募集定員の約50%以内を前期選抜で募集しています。後期選抜については国、数、社、外国語、ほとんど英語ですが、あと理科、この5教科について、学力検査を行います。また、プラスア

ルファとして面接を行うところ、作文を書かせるところもございます。三重県で、今、行っている入学者選抜については、こういう形で実施しています。

委員長

外国語とは、英語ではないのですか。

高校教育室長

英語ではないものもあります。昨年度はゼロですが。

委員長

その前は、何かあったのですか。

高校教育室長

最近はないです。ポルトガル語があるかも分かりませんが、記憶にあるところでは、ずっと英語だけです。

委員長

ポルトガル語を希望すれば、それで受験できるのですか。

高校教育室長

ノーとは言っておりませんので、試験問題をポルトガル語で作ることになると思います。前期の部分だけですが。

委員長

それは前期だけですか。後期は英語ですね。それならば、誤解がないように英語と書いたほうがいいのではないですか。

副教育長

学習指導要領において、教科名が外国語となっています。

委員長

フランス語やドイツ語等を念頭に置いているわけですよ。

学校教育分野総括室長

教科としてそういうものを念頭に置いています。

委員長

全国的にはそれがあろうから外国語とするのであって、三重県ではドイツ語、ポルトガル語、イタリア語等では実施しないわけですから、誤解のないように英語としておいたらどうですか。これは少しおかしいと思います。

学校教育分野総括室長

英語という教科を行っているわけではありません。あくまで英語は外国語の授業として教えています。国語ではなく日本語だということと同じですが、国語を日本語と書いたほうがいいのではないかということにはなりません。教科名を変えて試験を実施するわけにはいきません。

丹保委員

高校でも外国語としているわけですね。

高校教育室長

教科名は外国語です。その中で学校が英語を選択して教えているということになります。選択教科において、ハングルを選択肢としてあげている学校もあります。

副教育長

後期選抜の学力検査において、外国人生徒の場合は自国語というのもありえます。

委員長

ありえるのですか。自国語というのは国語に入るのですか。

副教育長

英語と同じ類のジャンルに入ってくると思います。外国人生徒の場合は自国語又は英語、そして、日本語による作文と面接を行うということになっています。

委員長

それは前期ですか、後期ですか。

副教育長

後期です。

委員長

それは知られていないのではないですか。

副教育長

中学校にパンフレットを配っていますから、知られていると思います。

高校教育室長

作文を書く場合はポルトガル語で書いてもいいことになっています。

委員長

採点者はいるのですか。

高校教育室長

ポルトガル語が分かる方が三重県教育委員会にあります。

(高校教育室長説明)

では、日程について報告させていただきます。資料の1ページをご覧ください。これは日程表でございます。前期選抜につきましては、連携型の中高一貫教育にかかる選抜や中途退学者等を対象にした特別選抜も併せて実施しておりまして、検査日を2月8日(月曜日)、9日(火曜日)、合格内定通知を2月15日(月曜日)に行いたいと思います。後期選抜につきましては、検査日を3月11日(木曜日)、合格者発表を3月18日(木曜日)に行いたいと思います。それから、後期選抜で欠席した者を対象に追検査を行っております。また、合格者が入学者定員に満たなかった高等学校では再募集を行います。その再募集につきましては、3月24日(水曜日)に実施いたします。合格者発表は3月26日(金曜日)に行いたいと思います。それから、夜間の定時制課程においては、再募集をしても入学者定員に満たないという学校がございますので、さらに追加募集を行います。これを3月30日(火曜日)、合格発表を3月31日(水曜日)に行いたいと思います。通信制課程についても前期選抜と後期選抜を、全日制課程、定時制課程と同様に実施いたしますが、再募集につきましては、例年どおり4月の初旬ということで、4月4日(日曜日)に実施したいと思っております。高等学校については以上でございます。

この後、特別支援学校については、担当を替わって説明させていただきます。

(特別支援教育室長説明)

平成22年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程をご覧ください。特別支援学校への出願にあたりましては、受験の希望がある生徒は必ず出願する特別支援学校の教育相談を受けていただくこととしております。この日程は1月29日(金曜日)までとさせていただきます。そこで個別の色々な選考のための実態、こういった発問や筆記が可能かということを実際に見聞きさせていただいております。保護者の方やご本人には学校の概要やその授業の様子を見ていただきながら、細かく相談できる機会となっております。

選考につきましては、出願期間を1月27日(水曜日)から2月1日(月曜日)までとさせていただきます、2月9日(火曜日)に選考を行うこととしております。また、合格発表は2月12日(金曜日)に本人への郵送により通知を行う予定でございます。

進路の変更等による再募集の選考につきましては、出願期間を2月23日(火曜日)から2月26日(金曜日)までといたしまして、3月11日(木曜日)に選考を行います。また、その合格発表につきましては、3月15日(月曜日)に本人への郵送により通知を行う予定でございます。以上、平成22年度三重県立特別支援学校入学選考日程についてご報告申し上げます。平成22年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についてのご報告は以上でございます。

【質疑】

丹保委員

後期選抜の選抜方法について、もう一度教えていただきたいのですが。パンフレットの後ろの表です。募集定員200人の場合、第1段階で80%を合格ということで160名ですね。これは上位の人を採るということですね。調査書と学力検査の両方を合わせて考えるわけですね。この場合は調査書何点以下とか、学力検査何点以下とかという設定はするのですか。

高校教育室長

各学校で考えているのですが、学力検査については、1番から1番下まで順に並べます。調査書につきましても、学校により点数化しているところ、そうでないところ、色々ありますが、上から下まで順に並べます。そこで100%に切った、80%に切ったということで並べて見ていきます。

丹保委員

そうすると、別にここで足切りするとかしないとかではなくて、ただ単純に並べるだけということですね。分かりました。

もう1つは第2段階ですが、これはこの表を見る限りでは、第1段階と同じ調査書の得点で切るということではないのですか。

高校教育室長

一旦、第1段階で何人かを採ります。あと募集定員から合格した者を引きます。例えば、募集定員100人の学校で80人採ったら、あと20人残りますよね。その半分ということで、あと10人を選びます。

丹保委員

それは分かるのですが、これは学力検査だけで採るということですか。

高校教育室長

これは学力検査だけです。

丹保委員

調査書は加味しないということですか。第1段階では調査書と学力検査の点数を並べるのですよね。第2段階では調査書の点数は並べなくて、学力検査の点数だけを並べるということですか。

高校教育室長

調査書は100%、まず並べます。学力検査で横に80%並べていきます。80%は先に第1段階で採るということです。

丹保委員

そうではなくて、第1段階では調査書と学力検査の両方を使っているわけですよね。第2段階でどうして両方使わないのですかということを知っているのです。調査書100%のままにしないで、調査書、学力検査の両方を広げないのですかという質問です。例えば調査書と学力検査を10%広げるといったことは考えないのですか。

高校教育室指導主事

調査書100%をまだ生かしているのはどうしてかということですね。難しい問題ではございますが、中学校3年間の学習の成果を表すものが調査書でございますので、それは大事にしようということです。そのために、第2段階では調査書の枠は広げず100%のままとし、その中から学力検査の上位の者を合格者とします。

丹保委員

つまり、第2段階においてはそれを考えないということですね。それでこういう表になっているわけですね。

高校教育室指導主事

最後は第1段階、第2段階でかからなかった者の中から、各学校によって重視する資料が違いますが、「特に重視する選抜資料等」を踏まえて採っていくという形になります。

副教育長

第2段階では調査書を重視してほしいという中学校からの要望もありました。

丹保委員

それでこういうことになっているのですね。

委員長

特別支援学校入学者選考についてですが、初めに教育相談を行い、ここを受けなさいというように勧めるわけですね。

特別支援教育室長

本人及び保護者の方が希望する特別支援学校がある場合は、その学校に行き、学校の様子をよく見聞きをしていただくことが第一でございます。第二に、学校側が後に行う選考に対して、どのように子どもさん自身が意思表示できるかを押し量り、併せて相互に選考内容を理解し合うことを前提にしております。

委員長

そのように相談を受けてから受検した場合は、ほぼ100%合格するのですか。

特別支援教育室長

志望の動機、受けていただく方の障がいの程度を勘案して、可能な限り受け入れている状況でございます。

丹保委員

保護者としては、一般の中学校と特別支援学校のどちらに入れようとする傾向が強いですか。

特別支援教育室長

小中学校段階においては、地域の学校の特別支援学級に入級するというケースが多くなってまいりました。そこを卒業されて、次の段階にさしかかるところでは特別支援学校を希望するケースが大変多くて、高等部の生徒が増加している傾向にあります。

丹保委員

悩ましい問題ですよね。ノーマライゼーションの考えで日常生活をおくるためには、どういうあり方がいいのかという問題です。低学年の場合は普通学校、高学年になると特別支援学校に通わせるという傾向は、就学のことに関係するのですか。

特別支援教育室長

特別支援学校に対する理解がある程度進んだということと、就学段階での相談支援が充実してきた結果であると考えております。

委員長

小学校、中学校ともに特別支援学級がありますよね。高等学校にはありません。こういった理由があるのですか。

特別支援教育室長

障がいのある子どもに対しては特別な教育課程を行う必要がありますが、教育内容、教員定数、教材、この3つの規定が法的に定められていないことから、高等学校への特別支援学級の具体的な設置は困難です。器としての設置は可能であっても、それを実施するための指導内容等が、国の規定する様々な法令や学習指導要領での特例措置の規定にないため、特別支援学級の設置は困難です。

委員長

小学校、中学校は設置可能なのですか。

学校教育分野総括室長

小学校と中学校は学習指導要領に従って学習を行います。それによらずに子どもの特性に合わせて授業を行うことができるという規定があります。高等学校の場合にはそれがありません。特別の学級を編成することはできるのですが、別の教育課程を置くことはできません。小中学校は別の教育課程を置いてもいいのですが、高校は高校の授業を行わないといけない。行わないと未履修の状態になって、当然卒業もできないということになります。

丹保委員

特別支援学校の場合は高等部がありますよね。

学校教育分野総括室長

はい、それは特別支援学校の課程がありますので、その学校の課程を行えばいいのですが、高校の場合には学習指導要領が一本しかないので、世界史等の授業をしっかりと行わないと、卒業が非常に困難な状態になります。

委員長

小学校、中学校の特別支援学級の出身者は、普通の高校には入りにくいということになるのですか。

学校教育分野総括室長

そんなことはないです。例えば、全盲の子でも特別の試験を通じて高等学校に入り、学習の必要性があれば、特別の学級を編成して授業を行うこともできますし、大きなクラスの中に入るといっても、もちろん可能です。

委員長

実質的にはどうですか。

教育長

障がい種別に少し関わる部分がございます。視覚障がいの場合ですと、手法さえ考えれば課程を習得することは可能です。視覚障がいの場合には、全盲をカバーする手法が医学的なことも含めてかなり幅広くあり、普通科の高校に行く方もいます。しかし、聴覚障がいの場合、ある程度カバーできる方はいいのですが、全聾になってしまうと、コミュニケーション手段が途絶えてしまいますので、実質的にはかなり難しくなります。特別支援学校の高等部の生徒が増えているのは、知的障がいの関係です。特別支援学校の小学部、中学部と進んできた方は、ほぼ100%高等部に入りますし、特別支援学級から特別支援学校に入る方もみえます。今、悩ましいことは、発達障がいの方を、どこまで配慮することによって高等学校に受け入れができるかということと、まだまだ検討の余地があると思います。

副教育長

障がいを持った子どもの保護者からは普通高校に入れてほしいという要望はあります。そこで、去年から始めたのですが、特別支援学校を希望しているが、一度、高校も受けてみたいという子どもは、前期試験を受けられるよう日程を組んでいます。そこで落ちたら、特別支援学校の再募集へ回ることができるようにして可能性を広げました。

委員長

文部科学省が、小中学校には特別の規定を置いて、高等学校に置かないのはどうしてですか。

学校教育分野総括室長

経過的に言えば、小中学校の場合は、特別支援学校の整備がまだ進んでいない状態なので、地域の学校の中で受け入れましょうということです。高等学校は選抜主義になっていますので規定は置かないという考え方です。

副教育長

高校は適格者主義で、学力がないとダメという考え方がありますが、全入に近くなってきて、高校というのは学力もきちんとつけないとダメなのではないかという議論があります。そういう非常に悩ましい状態があります。

委員長

全入を前提とすれば小中学校と同じ扱いをしてもいいということですか。
学校教育分野総括室長

そうですね。義務化になればそういう議論ももちろん出てくると思います。

委員長

今のところは義務教育とは違う区別をしているということですね。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告3 日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会の設立について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会の設立について、別紙のとおり報告する。平成21年6月22日提出。三重県教育委員会事務局スポーツ振興室長。

資料の1ページをご覧ください。日本スポーツマスターズは、スポーツの愛好者の中で競技志向の高いシニア世代、35歳以上を対象としたスポーツの祭典であり、国民体育大会と全国スポレク祭の中間的な機能を有する大会です。この大会の開催につきましては、平成18年6月に日本体育協会の理事会において開催が決定しており、三重県体育協会と連携しながら現在まで準備を進めてまいりました。また、来年度にこの大会が開催されるということで、去る6月5日に、プラザ洞津において実行委員会の設立総会及び第1回総会を開催いたしました。

4ページをご覧ください。日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会の委員の名簿です。名誉会長に野呂知事、会長には県体育協会の岩名会長、副会長には向井教育長にも入っています。以下、委員は各競技団体、開催する市町の首長、体育協会の会長、関係団体の皆様で構成しています。

そして、3ページには13の競技、そして、日程並びに開催地、会場が記載されています。開会式、いわゆる前夜祭につきましては、平成22年9月17日に行います。例年、前夜祭におきましては、高円宮妃殿下、そして、日本体育協会の森喜朗会長をはじめ、多くの来賓の方にもご出席をいただいているところです。なお、この開会式は前夜祭という名前のとおり、出場する選手の交流の場にもなります。およそ600名程度の参加を予定しています。

この大会は、参加総数を約7,000人と見込んでいます。来年9月には7,000の方が三重県でこの大会に参加されるということになります。

そして、この大会の名称でございますが、「日本スポーツマスターズ2010（にまるいちまる）三重大会」という名称で準備の段階から統一しています。

現在、教育委員会からも2名の職員を鈴鹿スポーツガーデンに派遣しながら、県体育協会とも連携し準備を進めていますが、今後、関係の競技団体、開催市町、その他関係の団体とも連携していきたいと考えております。

以上でございます。

【質疑】

委員長

今年度の静岡の大会は2009（にまるまるきゅう）というのですか。

スポーツ振興室長

そうです。

丹保委員

これは何回目ですか。

スポーツ振興室長

三重大会で10回目になります。

丹保委員

四日市市で開会式を行うということですが、これは当番みたいな形ですか。

スポーツ振興室長

600人ほど入る場所を探すのに大変苦労をいたしました。地理的にも交通アクセスの面からも利便性が高い四日市市の都ホテルを選びました。また、選手の方に来ていただきたいということもありますので、比較的選手が集まっている地域ということも条件にして四日市市といたしました。

丹保委員

人数的にもそこが一番いいと考えたのですね。

委員長

実行委員会を作ったということですが、資金はどこから出るのですか。

スポーツ振興室長

県並びに体育協会が一部を負担します。開催の年度につきましては、過去の例を見ますと、3,000万円から4,000万円の経費となっています。これは、広報や開会式等の経費ということです。競技運営の経費については、実行委員会を通らずに日本体育協会から直接それぞれの競技団体に資金が配分されるという流れになっております。

委員長

選手はどのように選ぶのですか。

スポーツ振興室長

各県のそれぞれの競技団体で予選を行い決定すると聞いております。昨年は高知で大会がありましたが、三重県からは146名の方が参加しています。この経費については、すべて自己負担と伺っております。昨年、高知県においては、地元の方が多く、550名ほどが大会に出られたということですので、2010年の本県での大会におきましても、三重県のアスリートの方が多く参加していただけるものと考えています。

委員長

これはある程度の年齢の人たちが出るのですよね。

スポーツ振興室長

35歳以上です。水泳では年齢でカテゴリーを分けるなど、競技団体ごとに工夫をして進めています。

委員長

この大会は、まだ歴史が浅いのですか。

スポーツ振興室長

10回目の開催になります。35歳以上の働きながらスポーツに親しんでみえる方々の競技大会の場がないということで、この大会の開催に至ったと聞いています。

- 全委員が本報告を了承する。 -